第三節　乗合バス車両

（適用範囲）

第三十六条　乗合バス車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

（車椅子スペース）

第三十九条　乗合バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

一～四　（略）

五　他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされている乗合バス車両である場合は、車椅子使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。

六・七　（略）

（運行情報提供設備等）

第四十一条　乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

2　乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

3　乗合バス車両の前面、左側面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。

（意思疎通を図るための設備）

第四十二条　乗合バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗合バス車両内に表示するものとする。

第四十三条　地方運輸局長が、その構造により又はその運行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定した乗合バス車両については、第三十七条から前条まで（第三十七条第一項、第三十八条第二項及び前条を除く。）に掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該乗合バス車両ごとに指定したものは、適用しない。

2～4　（略）

第三節の二　貸切バス車両

（準用）

第四十三条の二　前節（第三十八条第一項、第三十九条第五号及び第六号、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十三条を除く。）の規定は貸切バス車両について準用する。この場合において、第四十一条第一項中「次に停車する停留所の名称」とあるのは「目的地」と、「文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備」とあるのは「音声により提供するための設備」と読み替えるものとする。

（基準の適用除外）

第六十一条　一般定期航路事業の用に供する総トン数五トン未満の船舶及び旅客不定期航路事業の用に供する総トン数二百トン未満の船舶については、この省令の規定によらないことができる。

2～4　（略）

第三節　バス車両

（適用範囲）

第三十六条　バス車両の構造及び設備については、この節の定めるところによる。

（車椅子スペース）

第三十九条　バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

一～四　（略）

五　他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされているバス車両である場合は、車椅子使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。

六・七　（略）

（運行情報提供設備等）

第四十一条　バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

2　バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

3　バス車両の前面、左側面及び後面に、バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。

（意思疎通を図るための設備）

第四十二条　バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該バス車両内に表示するものとする。

第四十三条　地方運輸局長が、その構造により又はその運行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定したバス車両については、第三十七条から前条まで（第三十七条第一項、第三十八条第二項及び前条を除く。）に掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該バス車両ごとに指定したものは、適用しない。

2～4　（略）

（新設）

（基準の適用除外）

第六十一条　総トン数五トン未満の船舶については、この省令の規定によらないことができる。

2～4　（略）